

2007年4月13日付問合せに対する回答

朝日新聞社週刊朝日編集部 御中

平成 19 年 4 月 18 日
株式会社整理回収機構

一、はじめに

貴社からの 2007 年 4 月 13 日付問合せ(以下「本件問合せ」という。)において、当社職員及び当社代理人(以下合わせて「当社職員ら」という。)が本年 2 月 21 日株式会社柏屋ホテル破産管財人とともに「柏屋」に赴いた際の行為を問題にしておられますが、当社職員らは破産管財人の補助者として当日行動しておりますので、先ずもって破産管財人のご見解を得ていただくのが筋かと思えます。

二、個別質問に対する回答

1. について

当日、株式会社柏屋ホテルに宇都宮地裁から破産手続開始決定がなされ、これにより破産管財人が破産者の財産及び経営についての全ての権限を有することになり、従業員も破産管財人の指揮監督下に入りました。

また、当日、当社職員らは、破産管財人から補助者に選任され、破産管財人の行う管財業務の一環として行動しております。

従って、当社職員らは「客」として同ホテルに宿泊したのではなく、破産管財人の指示の下、管財業務の遂行のため宿泊したものです。

2. について

当社職員らが当日、割引料金で宿泊した事実はありません。

前述のとおり、当社職員らは、破産管財人の指示の下、破産管財人補助者として同ホテルに宿泊したものであり、当社職員らは「客」として同ホテルに宿泊したものではありません。なお、当社職員らは、破産財団に負担をかけないという観点から宿泊費の実費負担を申し出て、破産管財人から指示のあった金額を支払ったものです。

3. について

当社職員らは、裁判所の許可の下、個人として破産管財人の補助者に選任されたものです。当社が補助者として選任されたものではありません。

従って、宿泊費の領収書の宛先は、個人名とされたものです。

4. について

当社職員らが飲酒したのは、補助業務終了後自室に戻った後であり、補助業務終了後飲酒することは問題ないと考えています。なお、当社職員らが飲んだのは、ビール5本とウイスキー水割り1杯です。代金は破産管財人の履行補助者である柏屋従業員から請求された金額を支払ったものです。

5. について

貴社ご質問は、当社職員らが「債権者としての地位を利用して債務者のホテルを個人的に利用し」と誤った前提に立った質問です。

前述のとおり、当社職員らは破産管財人補助者として破産管財人の指示の下、同ホテルに宿泊したものです。

なお、破産管財人や当社の意見を聞く前に、「整理回収機構のメンバーが債権者の地位を利用して債務者のホテルを個人的に利用し、規定の料金を支払わずに宿泊したケースと判断せざるを得ません。」と断定したうえで質問を行うというのは、予断に基づいて質問をしていると言わざるを得ず、貴社が中立公正な立場から報道を行おうとしているのか疑問を持たざるを得ません。

6. について

当社倫理規程の適用対象となる職員の宿泊等の行為は、「客」として債務者の運営する宿泊施設に宿泊する場合を想定しており、本件のように宿泊施設の運営者である破産管財人の補助者として業務を遂行するため宿泊することは、そもそも同規程には該当しないと考えられます。ただ、念のため本年2月21日の当社職員の宿泊については、破産管財人の履行補助者に任命された当社職員から、事前に本部のコンプライアンス・オフィサーに宿泊の相談があり、コンプライアンス・オフィサーはチーフコンプライアンス・オフィサーの了解を得たうえで当該宿泊は問題ない旨の回答を行っています。

以上のとおり、当社職員の行為は当社倫理規程に違反するものではありません。

7. について

貴社ご質問では前提として「事業再生を前提とした破産という回収の進め方に長年柏屋と取引を続けていた地元の納入業者などから強い批判の声があがっていることはご承知の通りです」と述べておられますが、この前提は事実と異なると承知しています。

当社は破産管財人からそのような趣旨の話は聞いておりませんし、破産管財人主催の本年4月15日取引先説明会を傍聴しましたが、前述のような意見はありませんでした。

8. について

の質問はそれまでの質問と重複しており、当社の見解は各々の質問において既に回答しております。

なお、貴社のご質問はそもそも前提を誤っていたり、一方的な偏見に基づいたご質問です。

「柏屋」事案については、これまでの経過、事実に基づいて、報道いただきたいと思います。

以上